

写

滋 人 第 3 8 3 号

平成 27 年 (2015 年) 4 月 20 日

滋賀県特別職報酬等審議会会長 様

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県議会議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料等の
額について (諮問)

滋賀県議会議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料の額について、滋賀
県附属機関設置条例 (平成 25 年 7 月 5 日滋賀県条例第 53 号) 第 2 条第 1 項の規定に基
づき、滋賀県特別職報酬等審議会の意見を求めます。

併せて、知事および副知事の退職手当の額についても意見を求めます。

諮問理由

議会議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料の額については、平成 8 年
4 月に、別記のと通りの額に改定されて以来 19 年を経過しているが、この間、

- (1) 県の一般職の職員については、ほぼ毎年、給与の改定が行われていること。
- (2) 知事の給料の額等については、前回の本県の改定 (平成 8 年 4 月 1 日) 以降、30
以上の都府県において改定が行われていること。
- (3) 国の特別職の俸給の額および国会議員の歳費の額についても、一般職の国家公務員
の給与の改定を踏まえ、現在まで数次にわたり改定が行われていること。

等の情勢にある。

以上の事情から、現行の特別職の報酬額等については、これを改定し、適切な額に決
定する必要があるものと考えられる。

別 記

議 長	月 額	1, 0 4 0, 0 0 0 円
副議長	月 額	9 0 0, 0 0 0 円
議 員	月 額	8 4 0, 0 0 0 円
知 事	月 額	1, 3 2 0, 0 0 0 円
副知事	月 額	1, 0 4 0, 0 0 0 円